

# 和寒町教育大綱

～ 未来を拓く

心豊かなまちづくり ～

平成 27 年 12 月

和 寒 町

和寒町教育委員会

## 目 次

第1章 はじめに	1
1 背景と趣旨	1
2 大綱の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 大綱	2
I 基本理念	2
II 基本目標	3
III 基本方針・主要施策	4
1 学校教育	4
2 社会教育	5
(1) 教育・文化活動	5
(2) 図書館	6
(3) スポーツ活動	6
3 生活安全	7
4 児童福祉	7
5 公共交通	7
＜ 参考資料 ＞	8

# 第1章 はじめに

## 1 背景と趣旨

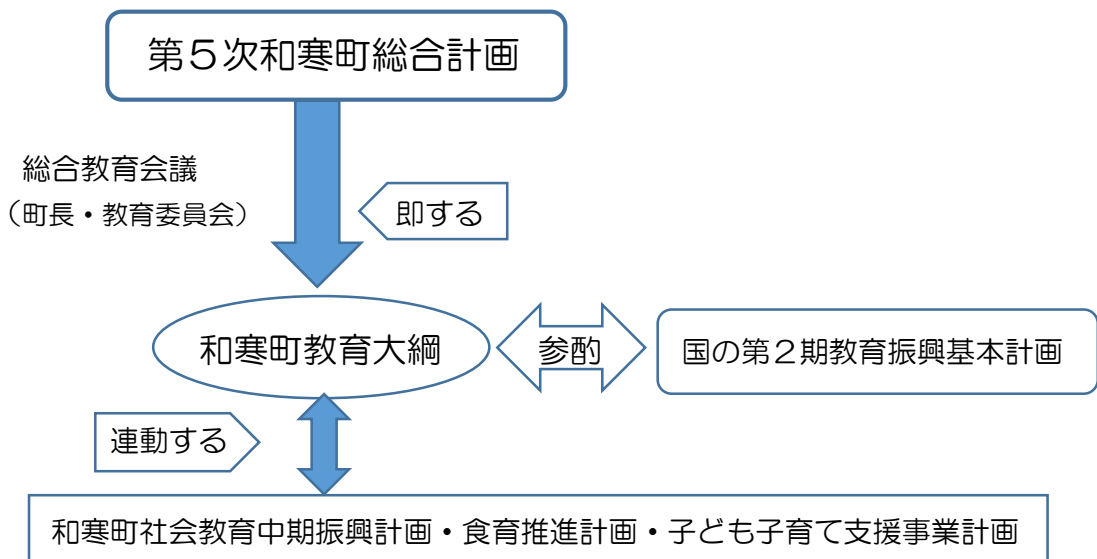
平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この中で、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」の設置が義務づけられ、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策「大綱」を定めることとされました。

また、近年の教育行政は、福祉や子育て等の様々な一般行政との密接な連携が求められ、町長と教育委員会の相互の連携は、今まで以上に必要不可欠な状況となっています。

そこで和寒町では、「第5次和寒町総合計画」（平成23年度～平成32年度）（以下「総合計画」という。）を基に従前より町長と教育委員会が共通理解を図りながら教育行政を推進してきた経緯を踏まえ、「和寒町総合教育会議」を教育行政に関する諸課題の協議・調整の場として位置づけ、会議での議論を基に町長が「和寒町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

## 2 大綱の位置づけ

「大綱」は、改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、和寒町のまちづくりの指針である「総合計画」に即し、和寒町の教育及び文化、スポーツの振興に関する目標や施策の根本となる方針を定めるものです。



### 3 計画期間

大綱は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の概ね5年を対象期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第5次和寒町総合計画（前期5カ年）					第5次和寒町総合計画（後期5カ年）				
				和寒町教育大綱					
第7次和寒町社会教育中期振興計画					第8次和寒町社会教育中期振興計画				
			和寒町食育推進計画						
和寒町次世代育成支援行動計画				和寒町子ども・子育て支援事業計画					
		国 第2期教育振興基本計画							

## 第2章 大綱

### I 基本目標

#### 「未来を拓く 心豊かなまちづくり」

和寒町は、明治32年未開の地に開拓の鋤がおろされて以来、先人のたゆみない努力と英知の結集により、塩狩峠の麓に広がる緑豊かなまちとして発展してきました。平成21年には「わっさむ110年」を祝い、平成27年には「わっさむ開村100周年」の節目を迎えました。

この間の社会情勢は、少子高齢化や核家族化の進行、高度情報化や国際化の進展などにより、社会の仕組みや流れ、環境などが大きく変化しています。また、国内外における市場の拡大や競争の激化は、私たちの暮らしだけでなく地域の産業・経済にも大きな影響を与えてきました。

こうした変わりゆく社会環境のなかで、私たちは、これまで築き上げてきた歴

史や伝統・文化を継承発展させていくとともに、町民のだれもが安心して暮らしのなかで活気に満ち、「ひとが輝くまちづくり」を実現していかなければなりません。

そのためには、社会の急激な変化のなかで、新たな地域の課題を豊かな感性で受け止め、創造性あふれる未来を拓いていこうとする、人づくりが緊要であります。加えて、豊かな人間性を育むための基本的な資質・能力を養い、相手を思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康や体力など「生きる力」を育んでいくことが重要であり、教育の果たす役割は極めて大きくなっています。

そこで、和寒町では「学習環境・人材育成」をキーワードに、子どもたちの能力を最大限に引き出す日本一の学習環境づくりをはじめ、スポーツや国内外との交流、生涯学習、地域コミュニティを通じ、個性や感性、能力を発揮できる人づくりに努め、総合計画の基本構想「施策の大綱・体系」の第4節教育・文化・スポーツ振興計画の基本目標である「未来を拓く 心豊かなまちづくり」を目指していきます。

## Ⅱ 基本方針

教育に関する施策については、町全体の基本である総合計画との整合性が保たれていることが必要となることから、総合計画に掲げられている教育に関わる基本方針を、大綱の基本方針として位置付けます。

	基 本 方 針
学校教育	1 豊かな人間性を育む教育活動の推進と学習環境の充実
社会教育	1 自ら学び、豊かな心とうるおいのある地域づくりと人づくりをめざす社会教育の推進
	2 豊かな心を育む芸術文化活動の充実と郷土文化の継承
	3 魅力ある図書館づくり
	4 健康で明るく豊かな生涯スポーツの促進
児童福祉	1 安心して子どもを産み育てる環境づくり
生活安全	1 町民ぐるみの交通安全運動・防犯体制の強化
公共交通	1 豊かな暮らしを支える交通体制の確保

### Ⅲ 主要な施策と施策の内容

#### 1 学校教育

少子高齢化やグローバル化など急激に変化している中、子どもたちが次代を担う人材として、個性や能力を最大限に発揮できるよう確かな学力の向上や、地域の特性を生かした道徳教育、人権教育を通して心豊かで健やかな心身の育成を図る学校教育の充実に努めます。

また、子ども自身が自ら考え、自ら学び、創造的に取り組むことができるように、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しきめ細やかな教育環境づくりを推進していきます。特に、児童生徒の安全を確保するため、交通事故や犯罪にまきこまれない、災害などへの対応能力を含め、命の尊さを理解し、身を守る回避行動が行える教育について、関係機関と綿密な連携を図り未然防止に向けた取組を一層推進します。

さらに、ライフスタイルの変化に伴う栄養の偏りや食生活の乱れにより生活習慣病が増加するなか、学校給食を通じて食に関する正しい情報と望ましい食習慣の形成を図っていきます。

併せて「教育は人なり」といわれている通り、子どもを豊かに育て能力を引き出すことができるのは教師です。このため、「学ぶ力を育む推進事業」の展開により、教職員に研修の機会を拡充し、資質・能力の向上を図るとともに、教育機器の導入による学習環境の整備、小・中学校教員の支援体制の強化、民間講師や教員OBを活用した休日等における学習環境づくりの充実に努めていきます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
豊かな人間性を育む教育活動の推進と学習環境の充実	1 自立した生き方を支える基本的な資質・能力の確実な定着と社会の変化に対応した、新しい時代を生きていくための実践的な力を培う教育	1 学習指導の充実 2 情報教育の推進 3 特別支援教育の充実 4 副読本発行事業 5 進路指導の充実 6 生徒指導の充実 7 家庭、地域と連携した教育の推進 8 国際理解教育の推進
	2 思いやりや豊かな心を育むとともに、正しい生活習慣の確立や体力の向上による健やかな心身を育てる教育	1 道徳教育の推進 2 人権教育、男女平等教育の充実 3 体力、運動能力の向上 4 学校における食育の推進
	3 学習環境の整備充実	1 教育、学習等の環境整備 2 学校給食の提供 3 通学環境の充実 4 修学機会の確保 5 廃校施設の利用 6 札幌自由が丘学園三和高等学校への支援

## 2 社会教育

### (1) 社会教育・文化活動

近年の社会情勢の変化に伴い、社会教育へのニーズは年々高まってきています。特に、新しい情報や社会参加に必要な知識・技能の提供や高齢者の生きがいづくりは、自ら考え、自ら行動できる教育的土壌を創り健やかで元気なまちづくりの推進につながっています。町民が、学びを通して地域への関心を高めるために、社会事象や住民のニーズに応じた生涯学習の推進を図るため、公民館やいろいろな「場」「機会」をより活用できるよう、その環境づくりに努めます。

また、和寒町の歴史や文化に触れることで、郷土への誇りや愛着を育みまちづくりの関心や意識を高めます。文化活動への参加啓発や芸術鑑賞などの充実を図りながら、先人たちの培ってきた郷土文化を継承するとともに、文化財や郷土資料の保存等に努めます。併せて、未来を担う子どもたちが、郷土資料館を活用することによって郷土に愛着や誇りを感じられる機会と情報の提供に努めます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
自ら学び、豊かな心とうるおいのある地域づくりと人づくりをめざす社会教育の推進	1 家庭・地域の教育力の向上への支援と充実	1 子どもの健やかな成長・発達のための家庭教育と子育て支援の充実 2 地域で子どもたちを守り育てる環境づくりの促進
	2 社会教育活動の充実	1 生涯各期における学習活動の促進 2 町民参画や協働による社会教育活動の充実
	3 社会教育推進と文化振興のための基盤整備	1 生涯学習環境の整備活用と人材育成
豊かな心を育む芸術文化活動の充実と郷土文化の継承	1 芸術文化活動の充実	1 芸術文化活動の充実
	2 郷土文化の継承	1 文化財の保全と活用の推進

## (2) 図書館

読書は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力や豊かな想像力を養うための重要な活動です。読書活動を通して子どもたちの健全な育成を支援し、社会情勢や住民ニーズに沿った図書館サービスの展開を図ります。

併せて、図書館は、調査研究や問題解決のための資料・情報提供の場としての機能も担っています。充実した各種資料の提供や計画的な資料の収集、保存に努め情報拠点としての役割を果たします。

基本方針	主要な施策	施策の内容
魅力ある図書館づくり	1 生涯学習支援の強化と読書推進活動の充実	1 情報、資料の充実とレファレンスサービスの強化 2 町民のニーズに合った蔵書の構築
	2 読書環境の整備	1 図書館施設設備の整備
	3 読書に親しめる事業の推進	1 家庭読書支援と自主事業の推進

## (3) スポーツ活動

スポーツ活動の振興は、町民の健康はもとより仲間づくりにも寄与し健やかで元気なまちづくりを推進します。日常生活の中でスポーツに親しみ、家族や地域づくりでスポーツを楽しめることができるよう、スポーツ機会の提供や町民が主体的に参画できるスポーツ環境づくりに努め、子どもから大人まで楽しめる生涯スポーツの普及を図ります。

また、スポーツ指導者の人材確保や養成に努めるとともに、スポーツに関する様々な情報の提供や「楡」を活用したスポーツ合宿等の誘致に努めます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
健康で明るく豊かな生涯スポーツの促進	1 誰もが親しめるスポーツ機会の拡充	1 スポーツに親しむ機会の拡充 2 スポーツ人口の拡大と組織強化 3 スポーツを通じた交流活動の促進
	2 スポーツの基盤の整備充実	1 各種スポーツ指導者の育成・強化 2 スポーツ施設の整備、管理運営の充実



### 3 児童福祉

子ども・子育て支援法等に基づく、幼児期の子ども一人ひとりの発達と発育の状況に即した指導を適切に行うとともに、小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動含めた、幼児教育・保育を総合的に提供し、子どもの放課後の安心な居場所づくり及び地域教育力向上のため、地域・学校・保護者が連携した、子育て支援の充実に努めます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
安心して子どもを生み育てる環境づくり	1 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実
	2 各種保健事業の充実	1 育児支援の充実

### 4 生活安全

子どもを取り巻く環境は、急速に多様化、複雑化し、同時に子どもに対する危機も深刻度が増している状況にあり、家庭や学校だけでなく、警察や防犯協会、交通安全協会など地域や関係機関と連携し情報を共有しながら、青少年育成町民会議の「子ども110番の家」や事業所等による「にこにこパトロール」活動を通して、地域社会全体で子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
町民ぐるみの交通安全運動・防犯体制の強化	1 交通安全運動・防犯体制の強化	1 交通安全運動・防犯体制の強化
	2 生活安全向上への連携強化	1 生活安全向上への連携強化

### 5 公共交通

町営バスの運行は、小中学生の通学など住民生活に欠かせないものであり、地域交通としてその利便性や効率性はもとより、安全性に配慮した適正運行体制が必要不可欠であることから、地域住民の実情に即した交通体系の維持確保に努めます。

基本方針	主要な施策	施策の内容
豊かな暮らしを支える交通体制の確保	1 町営バスの適正運行	1 安全安心な交通の確保
	2 各種交通機関の利便性の確保	1 バス・鉄道路線の利便性の確保

## < 参考資料 >

### 関係法令条文（抜粋）

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

#### ○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 和寒町教育大綱

和寒町・和寒町教育委員会

〒098-0133 上川郡和寒町字北町61番地(公民館内)

和寒町教育委員会事務局(庶務学校教育係)

TEL 0165-32-2477 FAX 0165-32-3004